

## 随意契約理由書

件名	学びの多様化学校エレベーター設置工事設計委託その3
契約の相手方	株式会社アルト建築設計事務所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	<p>本業務は、廃校となった旧島田小学校を活用し、令和9年度4月に開校予定の学びの多様化学校（仮称）に設置するエレベーターの設計業務である。</p> <p>本業務について、3度の一般競争入札を実施したが、いずれも有効な入札書がなかったことから、当市で直近にエレベーター設計業務を受託した複数の事業者に対し、受注の可否を照会し、受注することに同意が得られた株式会社アルト建築設計事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するもの。</p>
備考	